

磯場資源緊急回復事業費補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 15 日第 201500005621 号
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、磯場資源緊急回復事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、赤潮や自然災害等によりアワビ、サザエ（以下「アワビ等」という。）に著しい漁業被害が発生した地域に対し、当該地域におけるアワビ等の種苗を被害の規模に応じて放流し、アワビ等漁業資源を早期に回復させ、当該地域の漁業振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、同表の第 2 欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、本補助金の対象となる補助事業者、補助対象期間、補助限度額及びその他必要な事項については農林水産部長が別に定め通知するものとする。
- 2 本補助金の額は、対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 3 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 2 なお鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第 4 条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の 2 0 日前までに行わなければならない。
- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して 2 0 日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第 6 条 規則第 1 1 条第 3 号の知事が別に定める場合は、同条第 1 号又は第 2 号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項の知事が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第 4 欄に定める変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日が経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成29年度の事業から運用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行し、平成30年度の事業から運用する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助率	4 重要な変更
本事業実施のために必要となるアワビ等の種苗購入	漁業協同組合	2/3以内	1 補助対象経費の20%を超える減額に係るもの 2 補助対象経費の増額に係るもの

平成 年度磯場資源緊急回復事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業内容

（単位：円）

種別	内容（購入数量・単価等）	事業費	負担区分		
			県	その他	自己財源
アワビ種苗					
サザエ種苗					
合計					

3 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

4 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 添付書類

- (1) 放流場所位置図
- (2) 支払のわかる書類（実績のみ）
- (3) その他事業実施を証する書類（実績のみ）

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成 年度磯場資源緊急回復事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	備 考
県補助金			
その他			
自己財源			
合計			

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	備 考
県補助金			
その他			
自己財源			
合計			

様

鳥取県知事

平成 年度磯場資源緊急回復事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった磯場資源緊急回復事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、磯場資源緊急回復事業費補助金交付要綱（平成27年4月 日付第201500005621号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職氏名

印

平成 年度磯場資源緊急回復事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付第 号により交付決定通知があった平成 年度磯場資源緊急回復事業費補助金について磯場資源緊急回復事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額
金 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。